

## 第3期岩手県国土強靭化地域計画（素案）について

### 1 岩手県国土強靭化地域計画の策定趣旨等

- 「国土強靭化基本法」第13条の規定により、「都道府県又は市町村は、国土強靭化地域計画を定めることができる」とされている。
- 本県では、平成28年2月に「第1期岩手県国土強靭化地域計画」（以下「第1期計画」という。）を策定。現在は、令和2年12月に策定した「第2期岩手県国土強靭化地域計画」（以下「第2期計画」という。）に基づき、各部局で取組を行っており、毎年度、地域計画に掲げる施策の実施状況の評価を実施している。
- 第2期計画の計画期間が令和7年度末となっていることから、次期計画として「第3期岩手県国土強靭化地域計画」を策定するもの。

### 2 第3期岩手県国土強靭化地域計画（素案）概要版

資料2-2のとおり

### 3 第3期岩手県国土強靭化地域計画（素案）本体

資料2-3のとおり

### 4 今後の日程

- (1) 9月5日(金)～10月4日(土)：パブリックコメント〔意見聴取〕**素案**
- (2) 9月上旬～10月下旬頃：最終案の調整（内容の精査、KPIの設定等）
- (3) 9月中旬～10月上旬頃：県議会への説明〔報告〕**素案**
- (4) 11月上旬頃：第2回岩手県国土強靭化地域計画推進アドバイザリー会議（有識者会議）〔意見聴取〕**最終案**
- (5) 11月中旬～12月上旬頃：県議会への説明〔報告〕**最終案**
- (6) 12月中下旬頃：計画策定・公表